

# 公共工事の受注にあたって

## － 工事の施工上の留意事項 －

門 真 市

公共工事は、市民の貴重な税金をもとに執行されていることから、市民の関心も高く、地域経済と雇用に与える影響も大きなものがあります。また厳しい経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が強く求められております。

このことを充分認識の上、公共工事の円滑な施工、地元事業者の保護・育成の観点から下記の事項に、ご協力とご理解をお願いいたします。

### 記

#### 1. 公共工事の円滑な施工及び地元事業者の活用等について

平成 13 年 2 月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、一括下請負の禁止や施工体制台帳の作成及び提出等が定められていますので、法律の趣旨をご理解の上、適正な工事の施工に努め、更に地元業者の積極的な活用等により、市内雇用の安定と就労の促進を図っていただきますようお願いいたします。

##### ①地元業者の積極的な活用等

工事の施工にあたっては、地元業者の積極的な活用と市内事業者からの資材購入等により、市内雇用の安定と就労の促進に努めて下さい。

##### ②施工体制台帳の提出義務

門真市の公共工事においては下請負契約を締結した場合、その下請負代金に関わらず、施工体制台帳を作成し、その写しを提出して下さい。

##### ③施工体系図の提出

請負金額に関わらず、全ての工事で提出してください。警備も含め全ての下請業者が対象となります。

#### 2. 下請負の適正化について

①工事の一部を下請負に付する場合は、工事の内容を明確にするため建設業法第 19 条の規定に基づき適正な工期及び工程の設定を含む下請負契約を締結してください。

②下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底してください。

③下請代金の支払はできる限り現金払いとし、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしてください。

### 3. 労務単価の積算について

公共工事の労務単価積算については、二省協定労務単価に基づく労務単価により積算しています。この点を十分に留意し、適正な賃金が支払われるよう配慮をお願いします。

※二省協定労務単価：農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた公共工事設計労務単価

### 4. 適正な労働条件の確保について

- ①工事の一部を下請負に付する場合は、下請業者に対して、建設労働者の福祉向上のため、各種保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）等の加入するよう指導してください。（ただし、法令により適用が「除外」とされる下請業者は除きます。）
- ②建設労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度へ加入してください。  
なお、建設業退職金共済制度の対象とならない事業主については中小企業退職金共済制度に加入するよう努めてください。  
※他工事で余った建設業退職金共済証紙の流用は認めておりません。

### 5. 工事用車輛による事故の防止等について

工事関係車輛の使用に関する最終的な権限は、受注者（使用者）が有すると同時に事業所の運転者が起こした事故の損害賠償責任もあることとなります。従って受注者の交通安全管理の必要性・重要性を十分に認識し、交通事故の絶無に努めるとともに、運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するよう指導してください。

特に事業所の運転者に対し、過積載制限違反等の違反運転を命じたり容認した場合、刑事罰だけでなく行政処分も行われることとなります。

### 6. 建設リサイクル法について

平成 14 年 5 月に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事にあっては、解体工事に要する費用、再資源化に要する費用、分別解体の方法等について報告しなければなりません。

### 7. 適正なコンクリート工事の実施と品質確保について

コンクリートの品質確保については、市民の安全と公共建造物の品質・耐久性確保のため関係法令や工事仕様書を再確認のうえ、次の事項に留意してください。

- コンクリートの製造工場の選定に関しては、JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布法律第 33 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（**全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等**）から選定してください。